

別表9 構造基準一覧（規則第8条の3～7）

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）			
対象設備	区分1	区分2	内容
床面および 周囲	右のいずれ かに適合す ること*	右のいずれ にも適合す ること	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること**
			防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
		施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できること	
地上配管	右のいずれ かに適合す ること	右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。
有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること			
地下配管	右のいずれ かに適合す ること	右のいずれ にも適合す ること	トレンチの中に設置されていること
			上記のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること
		右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。			
上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。			
排水溝等	右の各号の いずれかに 適合するこ と	右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること
上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること			

（次ページへ続く）

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）			
対象設備	区分1	区分2	内容
地下貯蔵施設	右のいずれかに適合すること	右のいずれにも適合すること	タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること
			地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合を除く）
			地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること			
使用の方法	右のいずれにも適合すること	右のいずれにも適合すること	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
			有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること
			有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること
上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること			

既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）			
対象対象	区分1	区分2	内容
床面および周囲	右のいずれかに適合している	右のいずれにも適合すること	施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イ（新設：A基準の表中の**）の基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三（新設：A基準の表中の*）に規定する基準に適合すること
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること
			施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イ（新設：A基準の表中の**）の基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三（新設：A基準の表中の*）に規定する基準に適合すること
地上配管	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること		

（次ページへ続く）

既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）			
対象対象	区分1	区分2	内容
地下配管	右のいずれかに適合すること		トレンチの中に設置されていること
			配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること
			上記のいずれかと同等以上の効果を有する措置が講じられていること
排水溝等	右のいずれかに適合すること		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること
			上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
地下貯蔵施設	右のいずれかに適合すること	右のいずれにも適合すること	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
			地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること
		右のいずれにも適合すること	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
			有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
使用の方法	右のいずれにも適合すること	右のいずれにも適合すること	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
			有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること
			有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること
			上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること